

社会保障法判例

堀 勝 洋

不法行為によって死亡した者が将来受給し得たであろう遺族厚生年金は、賠償すべき損害としての逸失利益にあたらないとされた事例（山口等訴訟上告審判決）

最高裁判所平成12年11月14日判決（最高裁平成11年（受）第257号損害賠償請求事件）『最高裁判所民事判例集』54巻9号2683頁

I 事実の概要

1 交通事故によって死亡した者の子で相続人であるX₁～X₃（原告、被控訴人、上告人）は、加害者Y₁（被告、控訴人、被上告人）及びY₁が自動車損害賠償責任共済及び自動車共済契約を締結していた農業協同組合であるY₂（同）に対して、入院関係費（付添看護とそのための交通費及び入院雑費）、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等の支払いを求めて出訴した。逸失利益としては、死亡者が受給していた厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）に基づく遺族厚生年金及び地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）に基づく遺族年金（以下「遺族厚生年金等」という。）並びに国民年金法（以下「国年法」という。）に基づく通算老齢年金の将来の受給額を請求した。

2 第一审では、①Y₁が加害車を死亡者に衝突させたか、②損害額及び③死亡者に過失があつたかについて争われた。広島地裁呉支部判平成10年1月28日民集54巻9号2695頁は、損害額を請求額より引き下げたことを除いて、X₁～X₃の請求を認めた。遺族厚生年金等の逸失利益性に

ついては、差額説及び遺族年金の損失補償性・生活保障性を理由に肯定した。

3 Y₁及びY₂は、第一審判決の敗訴部分の取消し、X₁～X₃の請求の棄却等を求めて控訴した。広島高判平成10年11月20日民集54巻9号2703頁は、この請求を認容した。遺族厚生年金等の逸失利益性については、当該年金の①社会保障的性ないし一身専属性及び②受給権の存続の不確実性を理由に否定した。

4 X₁～X₃は、控訴審判決は最高裁の判例に違反するなどとして、上告受理の申立てをした。本上告審判決は、下記のII判旨の1に引用した理由により、遺族厚生年金等の逸失利益性を否定し、上告を棄却した。

5 本判決を言い渡した最高裁第三小法廷は、同日、扶助料¹⁾及び戦没者等の妻に対する特別給付金²⁾の逸失利益性を否定する判決を下した（最判平成12年11月14日判時1732号83頁）。

II 判旨

1 （1）「遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合

に、その遺族のうち一定の者に支給される（厚生年金保険法五八条以下）ものであるところ、その受給権者が被保険者又は被保険者であった者の死亡当時その者によって生計を維持した者に限られており、妻以外の受給権者については一定の年齢や障害の状態にあることなどが必要とされていること、受給権者の婚姻、養子縁組といった一般的に生活状況の変更を生ずることが予想される事由の発生により受給権が消滅することとされていることなどからすると、これは、専ら受給権者自身の生計の維持を目的とした給付という性格を有するものと解される。」

（2）「また、右年金は、受給権者自身が保険料を拠出しておらず、給付と保険料とのけん連性が間接的であることからして、社会保障的性格の強い給付ということができる。」

（3）「加えて、右年金は、受給権者の婚姻、養子縁組など本人の意思により決定し得る事由により受給権が消滅するとされていて、その存続が必ずしも確実なものということもできない。」

2 「これらの点にかんがみると、遺族厚生年金は、受給権者自身の生存中その生活を安定させる必要を考慮して支給するものであるから、他人の不法行為により死亡した者が生存していたならば将来受給し得たであろう右年金は、右不法行為による損害としての逸失利益には当たらないと解するのが相当である。」

III 解 説

1 はじめに

本件訴訟は、Y₁によって死亡された者の子（X₁～X₃）が、Y₁及びY₂に損害賠償を請求したものである。本件訴訟の争点は、死亡者が受給していた遺族厚生年金等を逸失利益として損害額に含ませ得るかということである。本判決は遺族厚生年金等の逸失利益性を否定したが、これは最高裁が遺族年金の逸失利益性について行った初めての判断である。しかも、その理由を明示した点に本判決の意義がある。本判決の結論には賛成するが、その理由に賛成できない点がある。なお、

本判決は厚年法の遺族厚生年金と地共済法の遺族年金について判示したのであるが、その判決理由は公的年金の遺族年金全体に適用し得ると考えられるので、以下では遺族年金一般の問題として論ずる。

公的年金の受給権者³⁾が第三者によって死亡させられた場合、その相続人は当該受給権者が死亡しなければ将来受給し得たであろう年金額を逸失利益として加害者に賠償請求することができるかという問題は、過去多くの裁判で争われてきた。この問題は、逸失利益とは何か（所得の喪失か労働能力の喪失か）、年金の趣旨・目的は何か（損失補償か生活保障か）、といった問題と関連し、しかもその結論が必ずしも一致していないため、学説及び下級審判決は分かれている⁴⁾。

ところで、年金といつても多くの種類があり、その趣旨・目的によって逸失利益性の結論は異なり得る。すなわち、年金には①公的年金と私的年金（個人年金及び企業年金）という公私年金の別があるほか、公的年金についても、②恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、農業者年金等という制度別、又は③老齢年金（普通恩給及び退職年金を含む。以下同じ。）、障害年金及び遺族年金（扶助料を含む。以下同じ。）という種類別に分けることができ、その趣旨・目的は全く同じというわけではない。

私的年金の性格は、個人年金については老後に備えて自ら資金を積み立てたもの、企業年金については賃金の後払い又は企業が従業員のために退職後に備えて資金を積み立てたもの、と考えられるため、死亡によって当該年金が支給されなくなるのであれば、その分を逸失利益とすることに特に問題はない。

公的年金（以下単に「年金」ということがある。）については、後述する逸失利益についての考え方によても結論は異なり得るが、私的年金と同じく貯蓄、賃金の後払い等ととらえられるのであれば、逸失利益性は否定されるであろう。しかし、それが社会扶助方式（いわゆる税方式）の年金のように国家による生活保障の給付ととらえられるのであれば、逸失利益性は否定されるであ

ろう。厄介なのは、社会保険方式の年金はこの両者の要素をもつとともに、年金受給権者の一定の遺族に遺族年金が支給されることである。

以下、次の2で公的年金一般的逸失利益性について論じ、3で遺族年金の逸失利益性を否定した本判決について論ずる。なお、年金を含む社会保障の給付と損害賠償との関係については、この逸失利益性の問題以外にも様々な法律問題があるが⁵⁾、ここでは論ずる余裕がない。

2 将来受給し得たであろう公的年金の逸失利益性

(1) 不法行為による損害の額

不法行為の被害者は加害者に対して民法709条等に基づいて損害賠償の請求をすることができ、損害は金銭で賠償するのが原則とされている(民法722条1項、417条)。この損害⁶⁾に関し判例・通説は差額説を探ってきたとされる⁷⁾。すなわち、損害とは「もし加害要因がなかったとしたならばあるべき利益状態と、加害がなされた現在の利益状況との差である」(於保(1972)135頁)とされる。実際には、損害を財産的損害と精神的損害(慰謝料)に分け、前者を積極的損害(治療費、葬祭費等)と消極的損害(逸失利益)に区別して、これら個別損害を積み上げて損害額を確定する(個別損害項目積上げ方式)。

生命侵害による損害を金銭に評価することは困難であるが、判例・通説は次のようにその消極的損害(逸失利益)の額を算定する。すなわち、死亡者の年間収入額から年間生活費額を控除して得た額に稼働年数を乗じて得た額から、死亡によって相続人が受けれる利得の総額を控除する(一時金で受け取る場合は中間利息を控除する)。この算定方法から分かるように、死亡者の逸失利益はその相続人が相続するとされる(相続肯定説⁸⁾)。

(2) 公的年金の逸失利益性

前述したように公的年金の逸失利益性についての学説及び下級審判決は分かれているが、最高裁のこの問題に関する結論は次のとおりである。第1に老齢年金⁹⁾及び障害年金¹⁰⁾については逸失利益を肯定し、第2に障害年金への妻及び子に係る加算¹¹⁾については逸失利益性を否定し、第3

に本判決は遺族年金について逸失利益性を否定した。ただし、これらはいずれもそれぞれ特定の法令に基づく特定の年金・加算についての最高裁の判断であり、すべての年金・加算について判断したわけではない。

最高裁がこのように判示した理由は、おおむね以下のとおりである。老齢年金の逸失利益性を肯定した最高裁判決(注9)に掲げた判決。以下「A判決」という。)は、すべての判決が同じというわけではないが、「老齢年金は受給権者本人及びその被扶養家族に対し損失補償ないし生活保障を行うことを目的とする」ことを理由としている。障害年金の逸失利益性を肯定した最高裁判決(注10)に掲げた判決。以下「B判決」という。)は、「障害年金は保険料が拠出されたことに基づく給付である」ことを理由としている。障害年金への加算の逸失利益性を否定したB判決は、「加算は、①拠出された保険料と牽連関係があるものとはいえない、②子の婚姻等本人の意思によって加算が終了するため、存続が不確実である」ことを理由としている。遺族年金の逸失利益性を否定した本判決は、「遺族年金の①生活保障性、②給付・保険料の非牽連性及び③存続の不確実性」を理由としている。

この問題について論じている社会保障法の研究者は、一般に公的年金の逸失利益性を否定することが多く、筆者も同様である¹²⁾。年金所得の喪失という現実の損害だけをみると、逸失利益とするのが妥当であるようにも思える。しかし、現在の公的年金は、老後に備えた貯蓄という私的年金の考え方でとらえるべきではなく、国民の生活保障を目的とする社会保障の一環ととらえるべきである(堀(1998a)487頁、同(1997)10-11頁)。公的年金には公費負担(基礎年金の3分の1等)がなされ、その財政方式は制度創設時の積立方式から次第に賦課方式に近い形に移行している¹³⁾。したがって、年金財源の大部分は現在就労中の被保険者が拠出した保険料(及び租税)であり、年金受給権者自らが保険料を積み立てた部分は少ない。また、社会保険は私的保険の原理である保険原理と公的な所得分配の原理である扶助原理の両方の

要素をもつが、我が国の年金保険は扶助原理に近い形で設計されている¹⁴⁾。

公的年金は、受給権者の生活保障を目的とするため、受給権者の生活費にすべて充当される、とするのが公的年金制度の考え方である。したがって、受給権者が死亡すればその生活保障の必要性はなくなる。以上のことから公的年金の逸失利益性を否定するのが妥当であると考えられるが、このように解した場合は死亡者の将来の生活費は損害額から控除すべきではない。ただし、死亡者に年金以外の所得があった場合は、それを逸失利益とし、それによって賄われたであろう将来の生活費をその逸失利益から控除すべきことはいうまでもない。

3 遺族年金の逸失利益性を否定した本判決の理由とその当否

本判決は遺族年金の逸失利益性を否定したが、その理由は次のように整理することができる。

- (1) 遺族年金は専ら受給権者の生計維持を目的とした給付であること←①遺族年金受給権者は死亡者によって生計を維持されていた者に限られ、妻以外の遺族年金受給権者は一定の年齢や障害の状態にある必要があること、及び②遺族年金の受給権は、受給権者の婚姻等生活状況の変更により消滅すること。
 - (2) 遺族年金は社会保障的性格が強いこと←給付と保険料との牽連性が間接的であること←遺族年金受給権者自身が保険料を拠出していないこと。
 - (3) 遺族年金は存続が確実でないこと←遺族年金の受給権は受給権者の婚姻等本人の意思により決定し得る事由により消滅すること。
- (1)は「生活保障性」と、(2)は「社会保障性」又は「給付・保険料の非牽連性」と、(3)は「存続の不確実性」ということができる。以下、これらそれぞれについて項を分けて検討する。

(1) 生活保障性

本判決は、遺族年金は専ら受給権者本人の生計維持を目的としていることを理由に、その逸失利益性を否定した。これに対し、A判決の多くは、老齢年金は受給権者本人とその被扶養家族の生活

保障を目的としていることを理由に、その逸失利益性を肯定している¹⁵⁾。そこで、年金をa)受給権者本人の生活保障部分とb)その被扶養家族の生活保障部分に分けると、本判決及びA判決は逸失利益性についてそれぞれ次のように判示していると考えられる。以下では、この二つの部分に分けて論ずる。

- a) 受給権者本人の生活保障部分に関して、本判決は遺族年金について逸失利益性を否定したのに対し、A判決は老齢年金について逸失利益性を肯定した。
 - b) 年金に被扶養家族の生活保障部分があるか否かに関して、本判決は遺族年金についてではないと判断し、その部分の逸失利益性を否定していると考えられる。これに対して、A判決は、老齢年金についてあるとして、その部分の逸失利益を肯定している。
- a) 受給権者本人の生活保障部分の逸失利益性
- 本判決は遺族年金の逸失利益性を否定しているが、その根拠を遺族年金が専ら受給権者の生計維持を目的とすることに求めている。このこと自体は正当であるが、その理由として遺族年金の受給要件としての生計維持要件・年齢要件・障害要件及び失権事由としての婚姻等を挙げるのには疑問がある。年金が受給権者本人の生計維持を目的とするというのは当然のことであり、これらの受給要件及び失権事由を挙げるまでもない。

問題は、遺族年金から受給権者本人の生活費を控除した場合に残額があるかということである。事実上遺族年金から貯蓄することはあり得るが、年金制度の目的は受給権者の生活保障であるため、全額が生活費に充てられると考えるべきである。したがって、遺族年金について逸失利益を認める余地はない。ただし、遺族年金に被扶養家族の生活保障部分があれば残額があるということになるが、この問題については次のb)で論ずる。

A判決は老齢年金が受給権者本人の生活保障を目的とすることを理由の一つとしてその逸失利益性を肯定しているが、この結論は本判決とは全く逆である。このように遺族年金と老齢年金とで

その逸失利益性に関し結論を異にすることを説明するためには、受給権者本人の生活保障性とは別の理由がなければならない。別の理由としては、後で論ずる 2) 給付・保険料の非率連性及び 3) 存続の不確実性のほかは、年金の損失保障性の有無が一応考えられる。A 判決の多くが老齢年金の損失補償性を理由にその逸失利益性を肯定しているのに対し、本判決は年金の損失補償性について触れていないからである。

年金が損失補償であるというのは、かつて恩給について「公務員が公務を執行するために失った経済上の取得能力を補う目的で使用者たる国が恩給を給する」(鳥山(1987)3頁)ととらえたことに由来する。しかし、現在の公的年金は、前述したように国家が国民の生活保障を行うためのものととらえるべきであり、また被保険者自身も保険料を拠出するので、損失補償ととらえるのは妥当ではない(堀(1998a)485-487頁)。公務員に対する普通恩給や退職年金についても、今日の公的年金体系における位置づけを考えると、やはり同様に考えるべきである(同旨、河野(1979)169頁、永谷(1991)49頁)。したがって、年金・恩給が損失補償であることを理由に、その逸失利益性を肯定するのは妥当ではない。また、老齢年金が損失補償であり、遺族年金は損失補償でないとすることも理由がなく、このことを理由にこの両者の逸失利益性に関する結論を異にすべきではない。

b) 被扶養家族の生活保障部分に係る逸失利益性

遺族年金には被扶養家族の生活保障部分がなく、老齢年金にはあるとするならば、本判決と A 判決とでその逸失利益性についての結論が異なるのは当然である。そこで、年金受給権者の被扶養家族の生活保障について、現行年金制度がどのような考えに基づいているかを以下整理する。ただし、被扶養家族といつても、現在では実際に問題となるのは配偶者と子であるので、これらの者に限って論ずる。また、以下に述べるのはあくまでも原則的な考え方であって、例外措置や経過措置があることに注意する必要がある。

i) 年金の受給権はすべて個人に与えられる。

ii) 年金受給権者に被扶養家族がいる場合は、原則として年金への加算で対応する¹⁶⁾。すなわち、被扶養家族が、65歳未満の配偶者である場合は老齢厚生年金(20年以上厚生年金に加入した場合に限る。)・障害厚生年金(1・2級障害に限る。)に、18歳未満の子¹⁷⁾である場合は老齢厚生年金(20年以上に厚生年金に加入した場合に限る。)・障害基礎年金・遺族基礎年金に、加算がなされる。したがって、年金の本体は、65歳未満の配偶者及び18歳未満の子である被扶養家族の生活保障を目的としていない。

iii) 老齢基礎年金・障害基礎年金の本体は、受給権者本人の生活保障を目的とし、配偶者(65歳以上の者も含む。)及び子(18歳以上の者も含む。)の生活保障を目的とはしていない(個人単位の年金)。

iv) 老齢厚生年金・障害厚生年金の本体は、受給権者本人の生活保障を目的とするほか、65歳以上の配偶者の加算が基礎年金にも厚生年金にもないため、当該配偶者の生活をも支えることを想定している(世帯単位の年金)。

v) 遺族基礎年金・遺族厚生年金の本体は、遺族である配偶者の生活保障を目的とし¹⁸⁾、死亡配偶者の生活保障は当然問題とならない(個人単位の年金)。

上記の整理からすると、本判決が遺族年金は被扶養家族の生活保障を目的としないと判断し、A 判決が老齢年金は被扶養家族の生活保障をも目的とすると判断したのは、正しい面がある。しかし、次の点ではそうとはいえない。第 1 に、老齢基礎年金の本体は配偶者・子の生活保障を目的としていない。第 2 に、老齢厚生年金の本体は、65歳以上の配偶者の生活保障をも目的としているが、65歳未満の配偶者の生活保障を目的としていない。第 3 に、老齢厚生年金の本体が 65 歳以上の配偶者の生活保障をも目的としているというのは、片働き世帯についてのものである。近年のように共働きが増えると配偶者自身が老齢厚生年金の受給権をもつようになって、老齢厚生年金も事実上

個人単位化する。また、単身者の場合又は夫婦でも離婚した場合は、老齢厚生年金は受給権者の生活費にのみ充てられる。以上のことから、老齢年金のすべてについて、その年金本体が被扶養家族の生活保障を目的としているとは必ずしもいえない。

以上のように、老齢厚生年金本体に係る65歳以上の配偶者の生活保障部分及び65歳未満の配偶者・18歳未満の子に係る加算分については、逸失利益性を肯定すべき理由がないとはいえない。しかし、年金受給権者が死亡した場合においてその者によって扶養されていた家族の生活保障は遺族年金及びそれへの加算で行うのが年金制度の考え方であるため、やはりこれらについて逸失利益性を肯定するのは妥当ではない。相続人ではあっても遺族年金及びそれへの加算の対象とならない者がいるが(堀(1995)181頁)，これらの者はそもそも死者の年金による生活保障の対象とならないものであり、逸失利益性を肯定するのは妥当ではない。

(2) 給付・保険料の非牽連性

本判決は、遺族年金について、給付と保険料の牽連性が間接的であることを理由に社会保障的性格が強いとして、その逸失利益性を否定した。B判決は、障害年金については保険料と牽連性があることを理由に逸失利益性を肯定し、障害年金への加算分については牽連性がないことを理由に逸失利益性を否定した。A判決とB判決は、同じく年金の逸失利益性を肯定するものであるが、その理由は異なる。本判決は、A判決ではなく、B判決の流れを受けているように思われる。

遺族年金は、受給権者自身の保険料拠出に基づく給付ではないものの、死亡した被保険者又は年金受給権者の保険料拠出に基づく給付であり、この意味で遺族年金と保険料は牽連している。このことは生命保険のことを考えれば、直ちに理解することができる。年金への加算分は、保険原理に基づくというよりは扶助原理に基づいており、その意味で給付と保険料の牽連性は弱くなるが、保険料拠出に基づく給付であることに変わりはない。

本判決とB判決の意味するところは、給付・保険料の牽連性が強いものは私の年金と同じく貯蓄とみなすことができ、したがってそれは逸失利益にあたるということができるが、牽連性が弱いものは自らが貯蓄したものではないから逸失利益にあたらないということであろうか。しかし、この理由は、全額国庫負担の恩給について逸失利益性を肯定するA判決(注9)の昭和59年最判等)と整合的ではない。公的年金が社会保険方式で支給される限り、老齢・障害・遺族年金のすべてが保険料と牽連性がある。しかし、それは私の年金のような貯蓄ととらえるべきではなく、本判決及びB判決のいう社会保障ととらえるべきものである。このように考えると、逸失利益性の判断基準として給付・保険料の牽連性の有無を探るのは妥当ではない。

(3) 存続の不確実性

本判決は、遺族年金について、将来の存続が不確実であることを理由として、逸失利益性を否定した。B判決は、障害年金への加算分について同じ理由で逸失利益性を否定した。なお、A判決のうち平成5年最大判は、地共済法の退職年金を逸失利益とし、その額から相続人が受ける遺族年金の額を控除することは認めたが、将来の遺族年金についてはその存続の不確実性を理由に控除することを認めなかった。

A判決は老齢年金について、B判決は障害年金について、逸失利益性を肯定するが、本判決及びB判決からするとこれら老齢年金及び障害年金も存続が確実でなければならない。しかし、障害年金は、障害の程度が軽減するなどの理由があれば失権又は支給停止される(例えば、国年法35条以下)。また、老齢年金及び障害年金は日本人の平均余命まで生存することを前提に逸失利益額が算定されるが、その前に死亡することは幾らでもあり得る。平均余命まで生存するというのは、逸失利益額計算のための仮定(フィクション)にすぎない。遺族年金についても、失権事由に該当せず平均余命まで受給権が存続するという仮定は幾らでもできるはずである(同旨、岩村(1993)73頁、若林(2001)89頁)。したがって、存続が

確実か否かを理由に、遺族年金及び年金への加算分と老齢年金及び障害年金とで逸失利益性の結論を異ならせるのは妥当でない。

ただし、本判決及びB判決において存続が不確実だとしたのは、受給権者及び加算の対象となる者の婚姻等本人の意思により決定し得る事由により受給権が消滅するからであって、障害程度の軽減や死亡といった受給権者の意思にかかわらず生ずる事由により受給権が消滅するからではない。しかし、年金及びそれへの加算の逸失利益性を判断する基準としての存続の不確実性は、失権事由が受給権者の意思にかかるか否かは余り関係ないように思われる。

4 結論及び本判決の射程

以上述べてきたように、遺族厚生年金及び地共済法の遺族年金の逸失利益性を否定する本判決の結論には賛成する。しかし、その理由として、本判決がこれらの年金が専ら受給権者の生活維持を目的とすることを挙げるのには賛成するが、給付・保険料の非率連性及び存続の不確実性を挙げるのには賛成しがたい。

本判決の理由から判断すると、上記の年金のみならず労災保険の遺族補償年金を含む他の公的な遺族年金も、本判決の射程内にあるといえよう。老齢年金及び障害年金は本判決の射程外であるが、前述したように筆者はこれらの年金の逸失利益性を否定すべきであると考えている。

死亡者が受給していた年金について逸失利益性を否定すると、加害者の賠償額がその分縮減するようにみえるが、たとえ年金の逸失利益性を肯定したとしてもこの点は基本的にはかわらない。なぜならば、死亡者の年金が受給権者本人の生活保障のみを目的としている場合は、年金は本人の将来の生活費にすべて費消されるとするのが年金制度の考えであるため、その分を控除すると逸失利益はゼロになる。その年金に受給権者の被扶養家族の生活保障部分がある場合は、受給権者死亡後の生活保障は遺族年金によって行うというのが年金制度の考え方であるため、その分を控除すると逸失利益は同じくゼロになる。ただし、注9)の平

成5年最大判は支給が確定していない将来の遺族年金は逸失利益から控除すべきではないとしたため、逸失利益性が最高裁によって肯定された老齢年金及び障害年金については、逸失利益はゼロとならない。その結果、相続人のうちの遺族年金受給権者は、将来の遺族年金と損害賠償との二重の填補を受ける結果になる。

注

- 1) 恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律155号)附則10条に基づいて、旧軍人の遺族に支給される年金たる遺族給付である。
- 2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法に基づいて、記名国債として交付され、10年間毎年均等償還される給付である。
- 3) 現在は保険料を拠出中で年金を受給していない被保険者も、将来は年金の受給権を得る可能性があるため、その者が第三者によって死亡させられた場合にも類似の問題が生ずる。しかし、本稿では論ずる余裕がない。
- 4) この問題についての学説及び判決例をサーベイしたものとして、永谷(1991)、野邊(1998)、本判決の解説(『判例時報』1732号、78頁、和波(2001))等がある。
- 5) 岩村(2001)79-95頁、河野(1979)、西村(1983)、堀(1994)267-271頁等を参照。
- 6) 損害に関する以下の一般的な説明は、淡路(1998)、潮見(1999)、前田(1980)、森島(1987)等による。
- 7) 差額説(現実損害説・所得喪失説)に対する批判として、法的評価の対象たるべき権利侵害の事実そのものを損害ととらえる損害事実説が唱えられている。人身被害に関しては、人の死傷そのものを損害ととらえて賠償額の定額化を唱える死傷損害説、労働能力の喪失を損害ととらえる労働能力喪失説などが主張されている。労働能力喪失説では、公的年金の逸失利益性について賛否が分かれている(西村(1995)66頁)。
- 8) 相続肯定説にはもともと理論的に問題がある。人は死すれば権利主体性を失うので死者者は死亡から生ずる損害を賠償請求し得ず、ましてや他人である相続人が人の生命自体から権利を得ることはできないはずである。このような考え方から相続否定説が唱えられ、判例は相続肯定説を維持しているのに対し、学説の主流は相続否定説に移行したとされる。相続否定説では、死亡者の損害賠償請求権を相続するのではなく、遺族が死者から受けていた扶養利益の喪失という損害を賠償請求することになる。
- 9) 最判昭和50年10月21日判時799号39頁(地共済法の退職年金)、最判昭和50年10月24

- 日民集 29 卷 9 号 1379 頁 (国家公務員等共済組合法の退職年金), 最判昭和 59 年 10 月 9 日判時 1140 号 78 頁 (普通恩給), 最大判平成 5 年 3 月 24 日民集 47 卷 4 号 3039 頁 (地共済法の退職年金), 最判平成 5 年 9 月 21 日判時 1476 号 120 頁 (普通恩給及び国年法の老齢年金)。
- 10) 最判平成 11 年 10 月 22 日民集 53 卷 7 号 1211 頁 (障害基礎年金及び障害厚生年金)。
 - 11) 前注の平成 11 年最判。
 - 12) 岩村 (2001) 81 頁, 河野 (1979) 169 頁, 西村 (1995) 67 頁, 堀 (1994) 268-269 頁。他の学説については、注 4) の文献を参照。
 - 13) 積立方式と賦課方式については、堀 (1997) 7-9 頁を参照。
 - 14) 保険原理と扶助原理については、堀 (1994) 45 頁、同 (1997) 164 頁以下、同 (1998 b) 等を参照。保険原理は給付反対給付均等の原則と収支相等の原則とからなり、前者は保険料と給付との間の対価関係及び等価関係を意味する。私的保険ではこの給付反対給付均等の原則が守られるが、社会保障では必ずしも守られず、扶助原理 (国民の負担能力に応じた保険料及び国民のニーズに応じた給付) が持ち込まれる。
 - 15) なお、注 9) の平成 5 年最大判には、稼働能力説及び年金の生活保障性の観点から退職年金の逸失利益性を否定する藤島昭裁判官の反対意見が付けられている。
 - 16) 加算で対応することはいっても、実際には年金本体も被扶養家族の生活費に充てられることがあり得る。しかし、被扶養家族がいない場合年金本体は受給権者の生活費にのみ充てられるのであり、やはり年金制度上は被扶養家族の生活費は加算で対応することとしているのである。
 - 17) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満の 1・2 級の障害児を含む。以下同じ。
 - 18) 遺族である配偶者が夫である場合は、遺族基礎年金は支給されず、遺族厚生年金も支給されることは余りない。遺族である配偶者がいない等の場合は、遺族基礎年金・遺族厚生年金は 18 歳未満の子に支給される。

引用文献

- 淡路剛久編 (1998) 『新・現代損害賠償法講座 6 損害と保険』、日本評論社。
- 岩村正彦 (1993) 「退職年金相当額の損害賠償からの遺族年金の控除」『ジャーリスト』1027 号。
- (2001) 『社会保障法 I』、弘文堂。
- 於保不二雄 (1972) 『債権総論 新版』、有斐閣。
- 河野正輝 (1979) 「社会保障給付と不法行為法」『ジャーリスト臨時増刊 損害賠償制度と被害者の救済』691 号。
- 潮見佳男 (1999) 『不法行為法』、信山社。
- 鳥山郁夫 (1987) 『新版恩給法概説』、ぎょうせい。
- 永谷典雄 (1991) 「各種年金等の受給権喪失と逸失利益」『判例タイムズ』744 号。
- 西村健一郎 (1983) 『労災補償と損害賠償』、一粒社。
- (1995) 「普通恩給・国民年金の逸失利益性および相続性」『法律時報別冊 No. 10 私法判例リマーカス 1995 上』。
- 野邊寛太郎 (1998) 「年金と逸失利益」飯村敏明編『現代裁判法大系 6 交通事故』、新日本法規。
- 堀 勝洋 (1994) 『社会保障法総論』、東京大学出版会。
- (1995) 「社会保障と扶養」『ジャーリスト』1059 号。なお、本論文は堀 勝洋『現代社会保障・社会福祉の基本問題』、ミネルヴァ書房、1997 年に収められている。
- (1997) 『年金制度の再構築』、東洋経済新報社。
- (1998 a) 「高齢社会における年金」『民商法雑誌』118 卷 4・5 号。
- (1998 b) 「社会保障と社会保険の原理を考える」『社会保険旬報』1983 号。
- 前田達明 (1980) 『現代法律学講座 14 民法 VI 不法行為法』、青林書院。
- 森島昭夫 (1987) 『不法行為法講義』、有斐閣。
- 若林三奈 (2001) 「遺族年金受給権者の死亡による損害」『法学教室』248 号。
- 和波宏典 (2001) 「遺族年金等が逸失利益に該当するか否かの訴訟に係る最高裁判決」『法律のひろば』54 卷 4 号。
(ほり・かつひろ 上智大学教授)